

1. TPP協定交渉への対応について

【内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省】

《提案・要望事項》

- 1 TPP協定について、我が国の産業経済や国民生活に大きな影響を及ぼす懸念があることから、国会決議を踏まえて農林水産分野の重要品目の関税撤廃を例外とするなど、国民の真の利益の確保に全力を挙げる。そのうえで、協定への参加の可否を判断するに当たっては、地方の意見を十分に聴き、国民的合意を得ること。
- 2 地方の基幹産業である農業については、経済連携の推進のあるなしに関わらず、将来にわたり持続的に発展していけるよう、その再生・強化に向け、国の責任において具体的かつ体系的な対策を明らかにし、講ずること。

《提案・要望の考え方》

TPP協定は農業分野だけでなく、国民生活の様々な分野への大きな影響が予想されている。とりわけ、農業分野においては、関税撤廃による農業の競争力低下といった経済的側面だけでなく、耕作放棄地の増加などによる農業・農村の持つ国土・環境保全等の多面的機能が失われるとともに、地域社会の基盤や美しい農村風景など経済的尺度だけでは測れない「日本の価値」さえも失われることも懸念される。

これらのことから、協定への参加の可否の判断に当たっては、地方の意見の反映と、国民的な合意が不可欠である。

【現状・課題等】

- 1 TPP協定交渉については、「協定への参加の可否を判断するに当たっては、地方の意見を十分に聴き、国民的合意を得ること」を国に強く要望してきたが、十分な国民的議論がなされたとは言いがたい。
- 2 また、TPPだけでなく、日中韓FTAやRCEP（ASEANと日中韓など16か国による東アジア地域包括的経済連携）など、様々な経済連携の枠組みづくりについても動き始めているが、こうした経済連携パターンのメリット・デメリットの比較といった必要な情報が国民に十分に提供されていない。

【長野県内の取組】

- 1 平成25年3月27日「我が国のTPP交渉参加に関する疑問点」を内閣官房あて照会
- 2 平成25年5月20日「関税撤廃した場合の長野県内への影響について」を公表

（県所管部局）企画振興部、総務部、県民文化部、健康福祉部、環境部、産業労働部、観光部、農政部、林務部、建設部、会計局

【参考】TPP協定交渉の分野及び内容について

(23年10月 外務省HP「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉の現状」)

	交渉の分野	交渉の内容
1	物品市場アクセス (農業、繊維、衣料品、工業)	物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。
2	原産地規則	関税の減免の対象となる「締約国の原産品(=締約国で生産された産品)」として求められる基準や証明制度等について定める。
3	貿易円滑化	貿易規則の透明性の向上や貿易手続の簡素化等について定める。
4	SPS (衛生植物検疫)	食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。
5	TBT (貿易の技術的障害)	安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易に不必要な障害とならないように、ルールを定める。
6	貿易救済 (セーフガード等)	ある産品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該産品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)について定める。
7	政府調達	中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。
8	知的財産	知的財産の十分で効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。
9	競争政策	貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等について定める。
10	越境サービス貿易	国境を越えるサービスの提供(サービス貿易)に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。
11	商法関係者の移動	防衛・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手続等に関するルールを定める。
12	金融サービス	金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。
13	電気通信サービス	電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。
14	電子商取引	電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。
15	投資	内外投資家の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。
16	環境	貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。
17	労働	貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。
18	制度的事項	協定の運用等について当事者間で協議を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。
19	紛争解決	協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。
20	協力	協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。
21	分野横断的事項	複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害とならないよう、規定を設ける。

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する決議（抜粋）

(衆議院：平成25年4月19日、参議院：平成25年4月18日)

- 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。
- 交渉に当たっては、二国間交渉等にも留意しつつ、自然的・地理的条件に制約される農林水産分野の重要五品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする。

関税撤廃した場合の長野県内への影響について(長野県：平成25年5月20日)

(1) 長野県経済全体（GDP）：681億円の増加

輸出+458億円、輸入▲345億円、消費+493億円、投資+76億円

(2) 農林業生産額：35億円+αの減少

政府統一試算の対象農産物のうち、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品等の重要品目については計算対象から除外